

## あかし子育て応援企業認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子育て支援に関する取り組みを積極的に行っている企業を「あかし子育て応援企業」として認定することにより、企業による子育て支援への取り組みを促進し、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つまちづくりを進めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利企業、公益法人、個人商店等をいう。
- (2) 事業所 本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業を営んでいると認められるものをいう。

### (対象企業)

第3条 子育て応援企業の認定の対象となる企業は、次の各号の要件にいずれも該当するものとする。

- (1) 明石市内に事業所の所在地があること。
- (2) 次に掲げる項目において、取り組みを行っていること。
  - ①結婚・妊娠・出産・育児への支援
  - ②地域の子どもへの支援
  - ③子育てしやすい職場環境づくり

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業を認定の対象としないことができる。

- (1) 事業の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けようとした企業
- (3) 明石市暴力団排除条例（平成24年明石市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む企業
- (5) その他市長が適当でないと認める企業

### (申請方法)

第4条 子育て応援企業の認定を希望する企業の代表者は、あかし子育て応援企業認定

申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、記載内容に関する説明資料、写真、図面等を書面又は電磁的記録によって添付することができる。

（認定及び認定証の交付）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは速やかに審査し、別表の認定基準を満たすと認めるときは、あかし子育て応援企業認定証（様式第2号）を申請者に交付し、子育て応援企業として認定（以下「認定企業」という。）するものとする。

（認定マーク）

第6条 認定企業は、明石市が交付する子育て応援企業認定マーク（以下「認定マーク」という。）をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。

- 2 前項に規定する認定マークの使用を希望する認定企業は、認定マーク使用届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（変更・廃止の届出）

第7条 認定企業は、認定申請書に記載した内容に変更があったとき又は認定を辞退しようとするときは、あかし子育て応援企業申請事項（変更・廃止）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定企業が認定基準を満たさないことが明らかになったとき又は認定企業として適当でないときと認めるときは、認定の取消しを行うことができる。

（実施報告）

第9条 認定企業は、毎年度、その取り組み状況を市長に報告しなければならない。

- 2 報告は、翌年度の4月末日までにあかし子育て応援企業取組状況報告書（様式第5号）を提出することにより行う。

（認定の更新）

第10条 認定企業は、3年ごとにその更新を受けなければならない。

- 2 前項に規定する更新は、認定を受けた日から丸3年となる年の4月末日までに行うこととし、その手続きには第4条の規定を準用する。

（表彰）

第11条 市長は、認定企業のうち特に優れた取り組みを行っている企業を表彰することができる。

（広報）

第12条 市長は、市のホームページや刊行物への掲載等により、認定企業及びその取り組みを市民に広く周知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年4月10日制定)

(施行期日)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年8月30日制定)

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。